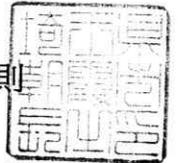


朝職発第265号

令和6年9月25日

朝霞市特別職報酬等審議会会長 様

朝霞市長 富岡 勝則



朝霞市特別職職員の報酬等の額について（諮問）
朝霞市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 朝霞市議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額
- (3) 朝霞市議会における会派若しくは議員の政務活動費の額
- (4) (1)～(3)について、改定の必要がある場合、その実施時期は、いつからが適当か。

2 諮問理由

朝霞市議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、改定等の必要性について検討するため、貴審議会の意見を求めます。

3 現行の報酬等の額

議 長	月額	473,000円
副 議 長	月額	412,000円
常 任 委 員 長	月額	400,000円
議会運営委員長	月額	400,000円
議 員	月額	390,000円
市 長	月額	930,000円
副 市 長	月額	788,000円
教 育 長	月額	722,000円

政 務 活 動 費 月額 20,000円

4 その他

以下の事項につきましては、貴審議会の所掌事項ではありませんが、今回の諮問事項に密接に関係するものであるため、貴審議会の御意見を伺いたく、併せてお願い申し上げます。

(1) 議会の議員の期末手当の支給月数

(2) (1) について、改定の必要がある場合、その実施時期は、いつからが適当か。

なお、議会の議員の期末手当の支給月数は年間3.75月です。

令和6年度第1回朝霞市特別職報酬等審議会次第

日時 9月25日(水) 午後2時

場所 市役所別館5階 大会議室(手前)

- 1 あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 開会
- 4 会長選出
- 5 職務代理者の指名
- 6 議 事
 - (1) 資料説明
 - (2) 審議
 - (3) その他
- 7 閉 会

朝霞市特別職報酬等審議会資料

(令和6年度)



目 次

	ページ
1 市長・副市長・教育長の給与、議員報酬等一覧表	1
2 給与・報酬改定経過	2
3 市議会の開催日数と議員活動	3
4 他市との比較	
4-1 報酬等比較	4
4-2 期末手当支給率比較	5
4-3 政務活動費比較	6
4-4 財政状況等の比較	7
財政指標の説明	8
4-5 特別職の給料・報酬に係る全国人口等類似市の状況	9
5 議員報酬、職員給与、民間企業従業員給与の推移	10
6 人口の推移（近隣市）	11

【参考資料】

1 朝霞市特別職報酬等審議会条例	12
2 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	13
3 朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例	15
4 市長及び副市長の給与等に関する条例	20
5 教育委員会教育長の給与等に関する条例	23

【資料1】市長・副市長・教育長の給与、議員報酬等一覧表

(令和6年4月1日現在)

	給料・報酬(円)		期末手当(年額)	合計(年額)	期末手当支給率
	月額	年額	(円)	(円)	
市長	930,000	11,160,000	5,022,000	16,182,000	$\left(\begin{array}{l} \text{6月 給料月額} \times 1.2 \times 2.25 \text{月分} \\ \text{12月 給料月額} \times 1.2 \times 2.25 \text{月分} \\ \text{合計 4.5月分} \end{array} \right)$
副市長	788,000	9,456,000	4,255,200	13,711,200	
教育長	722,000	8,664,000	3,898,800	12,562,800	
議長	473,000	5,676,000	2,128,500	7,804,500	$\left(\begin{array}{l} \text{6月 報酬月額} \times 1.2 \times 1.75 \text{月分} \\ \text{12月 報酬月額} \times 1.2 \times 2 \text{月分} \\ \text{合計 3.75月分} \end{array} \right)$
副議長	412,000	4,944,000	1,854,000	6,798,000	
常任委員長 議会運営委員長	400,000	4,800,000	1,800,000	6,600,000	
議員	390,000	4,680,000	1,755,000	6,435,000	

<参考> 一般職員

	6月	12月	年間
期末勤勉手当	2.25月分	2.25月分	4.5月分

(令和6年度の標準的な支給率)

【資料2】給与・報酬改定経過

	平成元年6月1日		平成3年10月1日		平成5年10月1日		平成7年10月1日		平成9年10月1日		平成12年10月1日		平成22年12月1日		令和元年10月1日	
	月額 (円)	改定率	月額 (円)	改定率	月額 (円)	改定率	月額 (円)	改定率	月額 (円)	改定率	月額 (円)	改定率	月額 (円)	改定率	月額 (円)	改定率
市長	715,000 ↑	5.1%	770,000 ↑	7.7%	830,000 ↑	7.8%	878,000 ↑	5.8%	903,000 ↑	2.8%	903,000 →	0.0%	903,000 →	0.0%	930,000 ↑	3.0%
副市長	620,000 ↑	3.3%	668,000 ↑	7.7%	705,000 ↑	5.5%	745,000 ↑	5.7%	766,000 ↑	2.8%	766,000 →	0.0%	766,000 →	0.0%	788,000 ↑	2.9%
教育長	585,000 ↑	3.5%	630,000 ↑	7.7%	665,000 ↑	5.6%	703,000 ↑	5.7%	723,000 ↑	2.8%	723,000 →	0.0%	701,000 ↓	-3.0%	722,000 ↑	3.0%
議長	365,000 ↑	7.4%	365,000 →	0.0%	415,000 ↑	13.7%	439,000 ↑	5.8%	451,000 ↑	2.7%	460,000 ↑	2.0%	460,000 →	0.0%	473,000 ↑	2.8%
副議長	315,000 ↑	6.8%	315,000 →	0.0%	360,000 ↑	14.3%	380,000 ↑	5.6%	391,000 ↑	2.9%	400,000 ↑	2.3%	400,000 →	0.0%	412,000 ↑	3.0%
委員長	—	—	—	—	350,000 —	—	370,000 ↑	5.7%	380,000 ↑	2.7%	389,000 ↑	2.4%	389,000 →	0.0%	400,000 ↑	2.8%
議員	295,000 ↑	7.3%	295,000 →	0.0%	340,000 ↑	15.3%	360,000 ↑	5.9%	370,000 ↑	2.8%	379,000 ↑	2.4%	379,000 →	0.0%	390,000 ↑	2.9%

※ 改定率は対前年比。

※ 副市長は、平成19年3月31日まで「助役」という名称。

※ 平成25年、平成29年、令和5年は改定無し(審議会は開催)。

【資料3】

市議会の開催日数と議員活動

◎ 市議会の開催日数

	本会議			常任委員会						議会運営委員会 視察	特別 委員 会	計	全員 協議 会	代表 者 会議	議会だより 編集委員会	計	総計
	定例会	臨時会	計	総務	教育 環境	建設	民生	視察	計								
令和元年	23	0	23	7	7	7	9	12	42	9	0	9	8	7	9	24	98
令和2年	24	0	24	6	7	6	7	0	26	9	0	9	4	10	8	22	81
令和3年	24	1	25	7	10	6	8	0	31	13	0	13	12	9	11	32	101
令和4年	24	2	26	6	7	7	8	6	34	11	0	11	6	9	10	25	96
令和5年	23	2	25	7	8	7	9	12	43	15	0	15	5	11	11	27	110

※ 会議開催回数であるため、同日開催の場合も開催ごとに数えている。

(議会事務局作成)

◎ 議員活動

- ・議員は、市長と同じく直接選挙を経て、住民の代表者として多様な議員活動を行う。
- ・議員の活動は、基本的に勤務時間や勤務地の制約がなく、議会会期外や議場外の活動等も広く行われている。
- ・行政事務の広範多様化、高度専門化に伴い、議員活動領域も拡大してきている。
- ・市議会以外の議員活動
議会に提出された議案や一般質問に関する調査・研究、会派・個人による研修会参加、市主催行事・各種団体会議等への参加、市民相談や要望活動 等

【資料4-1】報酬等比較

県内人口類似市 (人口11万人～15万人)											(令和6年4月1日現在)	
市名	人口 人	市長 円	副市長 円	教育長 円	議長 円	副議長 円	常任委員長 円	議会運営 委員長 円	議員 円	減額条例施行中の場合 減額率	地域 手当率 %	
狭山市	148,466	970,000	815,000	750,000	510,000	460,000	450,000	450,000	440,000	—		
入間市	144,262	968,240	814,320	748,800	493,000	440,000	424,000	424,000	414,000	—	4%	
三郷市	141,935	950,000	790,000	720,000	490,000	450,000	440,000	440,000	430,000	—		
戸田市	141,988	970,000	814,000	746,000	540,000	490,000	455,000	450,000	450,000	—		
深谷市	141,101	964,600	800,300	723,980	492,000	428,000	418,000	418,000	403,000	—	6%	
鴻巣市	117,579	937,000	791,000	725,000	450,000	400,000	382,000	382,000	377,000	—		
ふじみ野市	114,341	879,000	745,000	689,000	464,000	410,000	396,000	396,000	382,000	—		
富士見市	113,335	911,000	776,000	720,000	450,000	400,000	379,000	379,000	379,000	—		
加須市	112,115	946,400	813,280	747,760	452,000	404,000	388,000	388,000	378,000	—	4%	
平均	130,569	944,027	795,433	730,060	482,333	431,333	414,667	414,111	405,889	—		

近隣市											
市名	人口 人	市長 円	副市長 円	教育長 円	議長 円	副議長 円	常任委員長 円	議会運営 委員長 円	議員 円	減額条例施行中の場合 減額率	地域 手当率 %
志木市	76,187	868,000	764,000	722,000	430,000	378,000	367,000	367,000	357,000	—	
和光市	84,378	852,000	730,000	698,000	437,000	392,000	377,000	377,000	367,000	—	
新座市	166,038	1,009,800	843,700	772,200	463,000	420,000	400,000	400,000	400,000	—	10%
平均	108,868	909,933	779,233	730,733	443,333	396,667	381,333	381,333	374,667	—	
朝霞市	145,531	930,000	788,000	722,000	473,000	412,000	400,000	400,000	390,000	—	

※ 報酬等の金額のうち、地域手当を支給する4市については、同手当を含んだ月額。地域手当はいずれも市長・副市長・教育長のみ支給。

【資料4-2】 期末手当支給率比較

(令和6年4月1日現在)

県内人口類似市

市名	期末手当年間支給率		地域手当 支給率
	市長・副市長・教育長	議会	
狭山市	給料×1.2×4.4月	報酬×1.2×4.4月	
入間市	(給料+地域手当)×1.2×4.5月	報酬×1.2×4.5月	4%
三郷市	給料×1.2×4.5月	報酬×1.2×4.5月	
戸田市	給料×1.2×4.5月	報酬×1.2×4.5月	
深谷市	(給料+地域手当)×1.2×4.5月	報酬×1.2×4.5月	6%
鴻巣市	給料×1.2×4.5月	報酬×1.2×4.5月	
ふじみ野市	給料×1.2×4.5月	報酬×1.2×4.5月	
富士見市	給料×1.2×4月	報酬×1.2×4.15月	
加須市	(給料+地域手当)×1.2×4.5月	報酬×1.2×4.5月	4%
	支給率平均 4.43月	支給率平均 4.45月	

◎近隣市

市名	期末手当年間支給率		地域手当 支給率
	市長・副市長・教育長	議会	
志木市	給料×1.2×4.4月	報酬×1.2×4.4月	
和光市	給料×1.2×4.4月	報酬×1.2×3.3月	
新座市	(給料+地域手当)×1.2×3.4月	報酬×1.2×3.4月	10%
	支給率平均 4.07月	支給率平均 3.7月	
朝霞市	給料×1.2×4.5月	報酬×1.2×3.75月	

※ 期末手当の基本的な算式は、 基本額×加算率×支給月数
 (例)朝霞市長 給料×1.2×4.5月

【資料4-3】政務活動費比較

(令和6年4月1日現在)

県内人口類似市	
市名	政務活動費の額
狭山市	20,000
入間市	20,000
三郷市	30,000
戸田市	40,000
深谷市	25,000
鴻巣市	17,500
ふじみ野市	20,000
富士見市	20,000
加須市	12,000
平均	22,722

近隣市	
市名	政務活動費の額
志木市	30,000
和光市	20,000
新座市	20,000
平均	23,333

朝霞市	20,000
-----	--------

※ 上記金額は議員1人あたりの月額。規定上、年額となっている市は12で除して計算した。

【資料4-4】財政状況等の比較

県内人口類似市

	(令和4年度普通会計決算)						財政力指数 (令和4年度)	財政調整基金 (令和4年度末残高) (百万円)
	歳出総額 (千円)	市税収入 (千円)	人件費 (千円)	議会費 (千円)	議員定数 (人)			
狭山市	51,116,900	21,783,238	7,989,185	294,614	22	0.87	5,970	
入間市	47,195,861	21,539,968	8,345,141	279,295	22	0.89	4,098	
三郷市	59,784,844	23,527,503	7,798,180	306,121	24	0.92	5,056	
戸田市	61,276,144	30,051,604	8,528,833	370,831	26	1.20	7,391	
深谷市	60,012,625	19,692,432	9,364,130	287,074	24	0.73	15,864	
鴻巣市	41,711,443	15,192,185	6,102,849	275,546	24	0.67	3,405	
ふじみ野市	43,426,206	17,471,363	5,709,989	247,787	21	0.77	3,671	
富士見市	40,601,329	16,203,430	5,627,756	230,984	21	0.80	5,219	
加須市	42,630,407	16,707,220	6,745,728	295,344	25	0.73	2,728	
平均	49,750,640	20,240,994	7,356,866	287,511	23.2	0.84	5,934	

近隣市

	(令和4年度普通会計決算)						財政力指数 (令和4年度)	財政調整基金 (令和4年度末残高) (百万円)
	歳出総額 (千円)	市税収入 (千円)	人件費 (千円)	議会費 (千円)	議員定数 (人)			
志木市	31,080,254	11,426,833	3,736,492	182,470	14	0.82	2,847	
和光市	32,224,362	16,432,591	4,214,262	215,461	18	1.04	1,982	
新座市	62,950,815	25,611,133	7,563,651	301,610	26	0.89	7,327	
平均	42,085,144	17,823,519	5,171,468	233,180	19.3	0.92	4,052	

朝霞市	50,993,751	24,120,948	7,353,493	280,282	24	0.97	2,967
-----	------------	------------	-----------	---------	----	------	-------

これらの用語については
次ページを御参照ください。

財政指標の説明

<財政力指数>

財政基盤の強さを示す指標です。標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標で、財政力指数が大きいほど財政力が強いとみることができます。通常過去3か年の平均をいいます。

原則、単年度で「1」以上の市町村には、普通交付税は交付されません。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

<財政調整基金>

年度間の財源調整を図り、健全な財政運営に役立てることを目的として設置しており、本市では、大規模災害の発生による予期せぬ支出、年々増加する社会保障関連経費や緊急性の高い公共施設の老朽化対策経費の増大などに備えて、決算状況等により可能な範囲で積立を行っています。

【資料４－５】特別職の給料・報酬に係る全国人口等類似市の状況

人口や産業構造等が類似する全国の市のうち、10団体を抽出して比較しています。

報酬等比較 (令和6年4月1日現在)

財政状況等比較 (令和4年度普通会計決算)

市名	人口 人	市長 円	副市長 円	教育長 円	議長 円	副議長 円	常任委員長 円	議会運営 委員長 円	議員 円	歳出総額 千円	市税収入 千円	人件費 千円	議会費 千円	議員 定数 人	財政力指数 (令和4年度)	財政調整基金 (令和4年度末残高) 千円
北海道 小樽市	105,661	983,000	792,000	668,000	534,000	482,000	441,000	441,000	441,000	64,823,425	13,845,729	9,237,714	318,024	25	0.47	3,342
福島県 会津若松市	111,324	937,000	752,000	668,000	514,000	477,000	447,000	447,000	447,000	56,732,143	15,844,493	8,310,124	357,099	28	0.62	2,852
茨城県 土浦市	141,409	968,000	790,000	710,000	570,000	500,000	467,000	467,000	467,000	57,106,026	23,299,118	8,513,584	312,836	24	0.84	6,993
千葉県 成田市	132,445	1,050,900	904,000	836,200	530,000	490,000	470,000	470,000	470,000	64,940,882	34,288,757	12,972,728	403,831	30	1.29	4,471
神奈川県 海老名市	139,935	1,041,600	835,520	784,000	536,000	451,000	422,000	422,000	422,000	52,442,521	24,646,937	7,907,127	280,452	22	1.03	3,073
大阪府 守口市	140,974	1,117,080	970,920	866,520	702,000	666,000	612,000	612,000	612,000	71,984,520	22,112,565	5,641,419	379,158	22	0.7	5,148
鳥取県 米子市	144,123	974,000	811,000	695,000	556,000	487,000	451,000	451,000	451,000	78,149,140	19,205,934	7,928,982	323,752	26	0.66	2,973
福岡県 飯塚市	124,429	991,820	808,000	708,010	576,000	496,000	460,000	460,000	460,000	88,659,474	14,700,269	7,768,358	332,377	28	0.50	8,998
長崎県 諫早市	133,670	960,000	780,000	675,000	560,000	480,000	450,000	450,000	450,000	72,488,224	17,735,031	7,578,460	314,090	26	0.57	4,649
沖縄県 沖縄市	141,886	903,000	746,000	674,000	520,000	461,000	433,000	433,000	433,000	78,574,481	16,682,797	9,196,799	361,733	30	0.58	4,615
平均	131,586	992,640	818,944	728,473	559,800	499,000	465,300	465,300	465,300	68,590,084	20,236,163	8,505,530	338,335	26	0.73	4,711
朝霞市	145,531	930,000	788,000	722,000	473,000	412,000	400,000	400,000	390,000	50,993,751	24,120,948	7,353,493	280,282	24	0.97	2,967
平均との差	13,945	△ 62,640	△ 30,944	△ 6,473	△ 86,800	△ 87,000	△ 65,300	△ 65,300	△ 75,300							

※報酬等の金額のうち、地域手当を支給する4市（成田市・海老名市・守口市・飯塚市）については、同手当を含んだ月額。地域手当はいずれも市長・副市長・教育長のみ支給。

【資料5】 議員報酬、職員給与、民間企業従業員給与の推移

議員の報酬、職員(係長級)の給与、民間企業従業員の給与について、過去5年間の推移を記載した。

月額 単位:円

	令和元年	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		
	月額	月額	前年比	月額	前年比	月額	前年比	月額	前年比	令和元年比
議員	379,000	390,000	2.90%	390,000	0.00%	390,000	0.00%	390,000	0.00%	2.90%
職員(係長級)	417,986	419,054	0.26%	419,709	0.16%	417,728	-0.47%	418,271	0.13%	0.07%
民間給与(※1)	436,970	431,392	-1.28%	446,332	3.46%	456,133	2.20%	452,712	-0.75%	3.60%

年額 単位:円

	令和元年	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		
	年額	年額	前年比	年額	前年比	年額	前年比	年額	前年比	令和元年比
議員	6,253,500	6,435,000	2.90%	6,435,000	0.00%	6,435,000	0.00%	6,435,000	0.00%	2.90%
職員(係長級)	6,896,769	6,893,438	-0.05%	6,841,257	-0.76%	6,850,739	0.14%	6,901,472	0.74%	0.07%
民間給与(※1)	6,988,066	6,894,056	-1.35%	7,085,835	2.78%	7,207,112	1.71%	7,180,324	-0.37%	2.75%

※1 【出典】 人事院「職種別民間給与実態調査(令和元年度～令和5年度)」

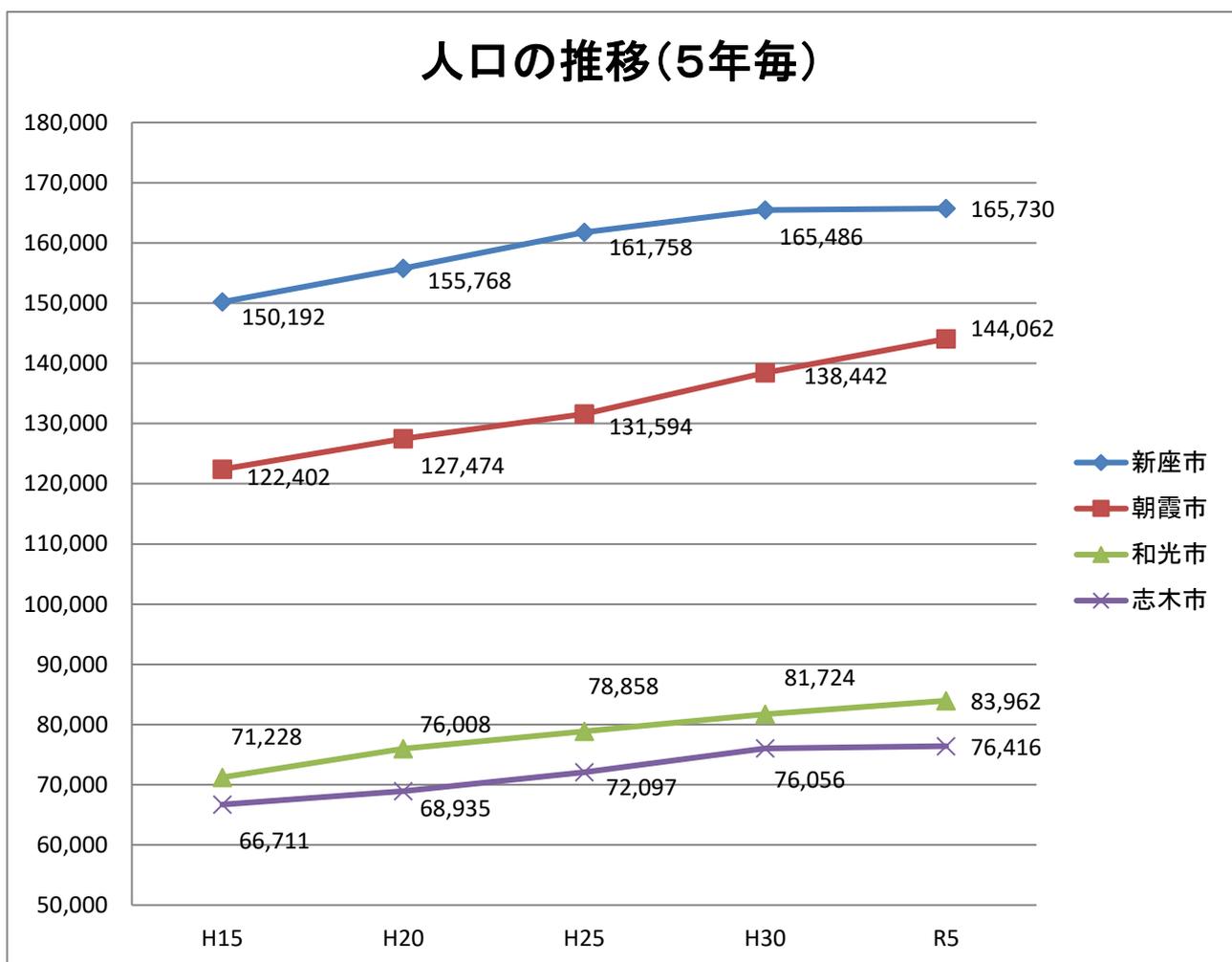
「企業規模500人以上の事務係長(大学卒)」の、「きまって支給する給与」から時間外手当を除いた額。賞与については事務・技術等従業員の特別給の支給平均額。

※ 係長級については各年度の4月1日時点の4級職員の給料(地域手当含む)の平均額

【資料6】人口の推移（近隣市）

（単位：人）

	H15.1.1	H20.1.1	H25.1.1	H30.1.1	R5.1.1	H15年比	
						増減数	増減率
新座市	150,192	155,768	161,758	165,486	165,730	15,538	10.3%
朝霞市	122,402	127,474	131,594	138,442	144,062	21,660	17.7%
和光市	71,228	76,008	78,858	81,724	83,962	12,734	17.9%
志木市	66,711	68,935	72,097	76,056	76,416	9,705	14.5%



朝霞市特別職報酬等審議会条例

昭和42年10月1日条例第31号

最終改正：平成27年10月1日条例第32号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、朝霞市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額若しくは市長、副市長及び教育長の給料の額又は議会における会派若しくは議員の政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬若しくは給料又は政務活動費の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、朝霞市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和45年3月12日条例第9号

最終改正：令和元年9月27日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、議会の議長、副議長、常任委員会の委員長（以下「常任委員長」という。）、議会運営委員会の委員長（以下「議会運営委員長」という。）及び議員の議員報酬及び費用弁償等に関する事項を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第2条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 47万3,000円
- (2) 副議長 月額 41万2,000円
- (3) 常任委員長 月額 40万円
- (4) 議会運営委員長 月額 40万円
- (5) 議員 月額 39万円

第3条 議長及び副議長には選挙されたその日から、常任委員長、議会運営委員長及び議員には職に就いたその日からそれぞれ議員報酬を支給する。

- 2 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。
- 3 前2項の規定により議員報酬を受ける場合であって月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

第4条 議員報酬の支給日は、毎月20日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する場合にあっては、その際に支給することができる。

(期末手当)

第5条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、死亡

【参考資料2】

し、又は議会の解散により任期が終了した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の175、12月に支給する場合には100分の200を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、朝霞市職員の給与に関する条例（昭和30年朝霞市条例第31号）の適用を受ける職員の例による。

（費用弁償）

第6条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が公務のため市外に旅行したときは、別表に定めるところにより、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、朝霞市職員等の旅費に関する条例（昭和61年朝霞市条例第2号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月30日条例第8号

最終改正：平成25年12月24日条例第58号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、朝霞市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、朝霞市議会における会派（以下「会派」という。）又は議員の職にある者（以下「議員」という。）に対し、交付する。

(交付方法)

第3条 政務活動費は、毎年度一括して当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

2 政務活動費は、4月30日までに交付する。ただし、年度の途中において交付する場合は、この限りでない。

(会派に対する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、各月の初日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額2万円以内で当該会派の代表者が年度当初（年度途中において新たに結成された会派にあつては当該結成当初）に申し出た額を乗じて得た額を交付する。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、会派が結成された日（以下この項において「会派結成日」という。）の属する月の翌月分（会派結成日が基準日に当たる場合は、当該基準日の属する月分（以下「当月分」という。））以降の政務活動費を会派結成日の属する月の翌月（会派結成日が基準日に当たる場合は、当該基準日の属する月（以下「当月」という。））に交付する。

3 基準日において議員が辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡した場合又は会派から脱会した場合は、当該議員の数は、第1項の所属議員数に含まない。

4 基準日において議会の解散があつた場合は、当月分の政務活動費は、交付しない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合においては、所属議員数に異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

6 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散した場合は、会派は、会派が解散し

【参考資料3】

た日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（議員に対する政務活動費）

第5条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、会派に所属する議員にあっては月額2万円から前条第1項の規定により当該議員が所属する会派の代表者が申し出た額を差し引いた額を、会派に所属しない議員にあっては月額2万円を交付する。

2 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に交付する。

3 基準日において議員が辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡した場合又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は、交付しない。

4 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において交付額に変更の事由が生じた場合においては、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が変更後の政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が変更後の額を上回るときは、議員は当該上回る額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、会派又は議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費で、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定めるとおりとする。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添付して議長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなった場合は、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、当該会派が解散した日又は議員が議員でなくなった日から30日以内に第1項の報告書を提出しな

【参考資料3】

なければならない。

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を前条第1項の報告書を提出する期限の日までに返還しなければならない。

(報告書の保存)

第10条 議長は、第8条第1項の報告書を、提出を受けた日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第40号)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

2 この条例による改正前の朝霞市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年条例第58号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属議員が研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等)
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する

【参考資料3】

	経費 (交通費、宿泊費等)
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費等)
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策を広報するために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が市政及び会派の政策等に対する住民の要望及び意見を聴くために要する経費 (会場費、印刷費等)
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する者を雇用する経費
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費等)

別表第2 (第6条関係)

項目	内容
研究研修費	議員が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等)
調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、宿泊費等)
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策を広報するために要する経費
広聴費	議員が市政及び議員の政策等に対する住民の要望及び意見を聴くために要する経費

【参考資料3】

人件費	議員が行う調査研究活動を補助する者を雇用する経費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

市長及び副市長の給与等に関する条例

昭和45年3月12日条例第8号

最終改正：令和6年1月25日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給与及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(市長等の給与)

第2条 市長等の受ける給与は、給料及び期末手当とする。

(給料)

第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。

- (1) 市長 月額 93万円
- (2) 副市長 月額 78万8,000円

第4条 新たに市長等になった者には、その日から給料を支給する。

- 2 市長等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで給料を支給する。
- 3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 4 市長等の給料の支給期日は、朝霞市職員の給与に関する条例（昭和30年朝霞市条例第31号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

(期末手当)

第5条 市長等で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100

【参考資料4】

- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に在職する市長等に期末手当を支給すべき日（以下この条及び次条において「支給日」という。）の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 基準日から支給日の前日までの間に公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当して失職した者
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第7条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時

【参考資料4】

差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、市長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 市長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第8条 前3条に規定するもののほか、市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

(旅費)

第9条 市長等が公務のため旅行したときは、朝霞市職員等の旅費に関する条例（昭和61年朝霞市条例第2号）の定めるところにより、旅費を支給する。

教育委員会教育長の給与等に関する条例

昭和45年3月12日条例第10号

最終改正：令和6年1月25日条例第2号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、旅費、勤務時間等を定めることを目的とする。

（教育長の給与）

第2条 教育長の受ける給与は、給料及び期末手当とする。

（給料）

第3条 教育長の給料は、月額72万2,000円とする。

第4条 新たに教育長となった者には、その日から給料を支給する。

2 教育長がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで給料を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 教育長の給料の支給期日は、朝霞市職員の給与に関する条例（昭和30年朝霞市条例第31号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

（期末手当）

第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行により罷免された場合を除く。次項において同じ。）され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 6箇月 100分の100

【参考資料5】

- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に在職する教育長に期末手当を支給すべき日（以下この条及び次条において「支給日」という。）の前日までの間に罷免された者（職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行により罷免された者に限る。）

(2) 基準日から支給日の前日までの間に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した者

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第7条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、そ

【参考資料5】

の取消しを申し立てることができる。

3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、市長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 市長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第8条 前3条に規定するもののほか、教育長の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

(旅費)

第9条 教育長が公務のため旅行したときは、朝霞市職員等の旅費に関する条例（昭和61年朝霞市条例第2号）に定めるところにより、旅費を支給する。

(勤務時間等)

第10条 教育長の勤務時間、休日及び休暇は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年朝霞市条例第21号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、勤務時間、休日及び休暇に係る命令及び承認については、教育委員会が行うものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第11条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。